

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 保険料の賦課限度額の見直し

区 分	改正前	改正後
医 療 分	5 1 万円	5 2 万円
後期高齢者支援分	1 6 万円	1 7 万円
介 護 分	1 4 万円	1 6 万円
合 計	8 1 万円	8 5 万円

(2) 軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し

区 分	改正前	改正後
5割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 24.5万円×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 26万円×（被保険者数）
2割軽減基準額	基礎控除額（33万円） + 45万円×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 47万円×（被保険者数）

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(3) 基礎賦課総額の算定に関する特例の恒久化

特例内容	改正前	改正後
保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金及び交付金の額を含めて算定する	平成22年度～ 平成26年度	恒久的措置

2. 適用

平成27年度分の保険料から適用